

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について

(第 25 回 : 令和 2 年 9 月 30 日時点)

《調査の目的》

食品安全基本法第 23 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、関係行政機関（リスク管理機関）の施策（リスク管理措置）の実施状況を監視するための調査を行い、食品安全委員会が行った食品健康影響評価がリスク管理措置に適切に反映されているかを把握するもの。

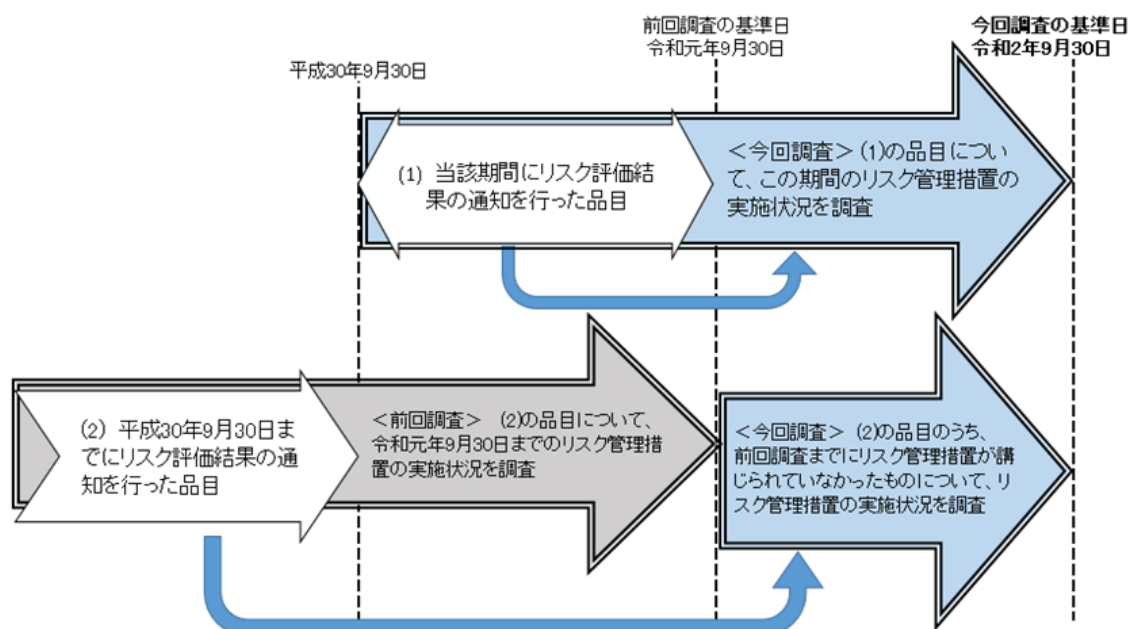
《調査対象品目》

食品安全委員会がリスク管理機関に食品健康影響評価結果を通知した下記品目（計 241 件）

- (1) 平成 30 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日の間に通知を行った品目（154 件）
- (2) 平成 30 年 9 月 30 日以前に通知が行われたが、前回調査で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目（87 件）

《調査基準日》

令和 2 年 9 月 30 日



《施策の実施状況一覧表》 ※ 各項目中、上段は件数、下段は対象件数中の割合

※ 複数の分野に係るものは、それぞれの分野に計上

	a. リスク管理措置済み		b. リスク管理措置に向けて手続中		c. 審議会で審議中		d. 審議会の開催に至っていない	
	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回
食品添加物	25 100%	14 100%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
農薬	49 47%	70 56%	14 13%	8 6%	7 7%	8 6%	35 33%	38 31%
動物用医薬品	33 75%	56 76%	1 2%	11 15%	0 0%	0 0%	10 23%	7 9%
器具・容器包装	2 25%	1 14%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	6 75%	6 86%
汚染物質	2 29%	0 0%	5 71%	4 80%	0 0%	0 0%	0 0%	1 20%
微生物・ウイルス等	2 100%	2 100%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
プリオン	5 100%	2 100%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
かび毒・自然毒等	0 0%	1 33%	0 0%	0 0%	2 100%	2 67%	0 0%	0 0%
遺伝子組換え食品等	16 100%	22 100%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
新開発食品	2 67%	0 0%	0 0%	0 0%	1 33%	1 100%	0 0%	0 0%
肥料・飼料等	11 92%	13 93%	0 0%	1 7%	1 8%	0 0%	0 0%	0 0%
薬剤耐性菌	9 90%	- -	0 0%	- -	0 0%	- -	1 10%	- -
その他 (食衛法指定成分等関係)	2 100%	1 100%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
合計	158 66%	182 68%	20 8%	24 9%	11 5%	11 4%	52 22%	52 19%

注：表中の a～d の区分について

- a：規格基準を設定する等のリスク管理措置が講じられたもの。
- b：規格基準を設定する等のリスク管理措置の方針が決定済みで、実施に向けて手続中のもの。
- c：審議会で審議中のもの。
- d：審議会の開催に至っていないもの。

《施策の実施状況の概要》

1. 措置状況の概況について

(1) 全体的な措置状況

- ・食品添加物、微生物・ウイルス等、プリオン、遺伝子組換え食品等、その他（食衛法指定成分等関係）では、調査対象の全ての品目について、リスク管理措置が講じられていた。
- ・肥料・飼料等では、1件を除く全ての品目についてリスク管理措置が講じられており、残る1件については、審議会で審議中であった。
- ・新開発食品では、1件を除く全ての品目についてリスク管理措置が講じられており、残る1件については、審議会で審議中であった。
- ・汚染物質では、2件でリスク管理措置が講じられており、残る5件については、リスク管理措置の実施に向けて手続き中であった。
- ・薬剤耐性菌では、1件を除くすべての品目についてリスク管理措置が講じられており、残る1件については、審議会の開催に至っていなかった。
- ・農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、かび毒・自然毒等については、下記（2）～（4）参照。

(2) 農薬、動物用医薬品について

調査対象の計149件のうち、82件でリスク管理措置が講じられており、22件でリスク管理措置の実施に向けて手続中または審議会で審議中であった。審議会の開催に至っていない残る45件について、時間を要している理由を確認したところ、①食品安全委員会への再諮問のために資料収集が必要であること、②基準設定に必要な海外データ等の収集が必要であること、③他の行政機関での対応を待つ必要があること等であった。なお、この45件中35件は、平成30年9月30日以前にリスク評価結果が通知されたもの（調査時点で2年以上経過しているもの）である。

(3) 器具・容器包装について

調査対象の計8件のうち、2件でリスク管理措置が講じられており、6件で審議会の開催に至っていなかった。この6件について、時間を要している理由を確認したところ、該当品目の評価要請時にはポジティブリスト制度の導入を前提としていなかったが、当該分野で令和2年4月28日からポジティブリスト制度が導入されたことに伴い、該当品目についてもポジティブリストで管理することとし、評価結果を踏まえた個別の規格等の設定については、国内流通の使用実態を踏まえ検討することとなったためであった。なお、この6件は、平成30年9月30日以前にリスク評価結果が通知されたもの（調査時点で2年以上経過しているもの）である。

(4) かび毒・自然毒等について

調査対象の2件は、デオキシニバレノール（DON）及びオクラトキシン A で、どちらも「自ら評価」の対象である。いずれも、施策の実施に向けて審議会における審議等が進められている状況であり、具体的には、以下のとおりであった。

○ デオキシニバレノール（DON）（厚生労働省）

平成 22 年 12 月 14 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議が行われ、汚染実態調査等の情報収集を経て、平成 29 年 9 月 22 日の同部会において、小麦に対して 1.0mg/kg 以下の基準値を設定する方針が了承された。平成 30 年 2 月 22 日に、同基準により食品中の DON の規格基準を設定することについて食品安全委員会に諮問され、令和元年 12 月 24 日に食品安全委員会において評価結果を取りまとめ、通知した。当該評価結果を踏まえ、令和 2 年 9 月 30 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会にて審議が行われ、審議の結果、実態調査等は引き続き必要とされたものの、小麦に対して 1.0mg/kg 以下の基準値を設定する方針が了承された。

その後、令和 2 年 12 月 9 日に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会にて審議が行われるなど、基準値設定に向けて所要の手続き等が進められている。

※ 同時に評価結果を通知した農林水産省は、第 20 回調査（H26.9 末時点）でリスク管理措置済み。

○ オクラトキシン A（厚生労働省）

平成 26 年 10 月 21 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議が行われ、小麦、大麦及びライ麦については、コーデックスに準じて基準値を設定することとされた。その後、平成 28 年 11 月 29 日の同部会で、オクラトキシン A については偏在性が指摘されており、より正確に汚染実態を把握する観点からデータ収集を行う旨の報告が行われ、現在、これを踏まえつつ、以下の取組を行うこととされている。なお、かび毒の汚染は、作物が収穫された年の気候等に影響され、年による変動が大きいことが推測されるため、調査に一定期間が必要であり、数年間継続して調査が実施されている。

- ・ 小麦と大麦については、農林水産省と共同で汚染実態調査が行われており、引き続き調査が行われる予定である。
- ・ また、ライ麦及び人の嗜好の違いによって比較的高頻度に食べられる可能性のある食品（インスタントコーヒー、ワイン等）についても汚染実態調査が行われており、引き続き調査が行われる予定である。

※ 同時に評価結果を通知した農林水産省は、第 20 回調査（H26.9 末時点）でリスク管理措置済み。

2. リスク管理措置が講じられた主な品目について

- (1) 豚コレラ^{*}経口生ワクチンを摂取したいのししに由来する食品の安全性（農林水産省）

※ 日本では従来「豚コレラ」と呼ばれていましたが、家畜伝染病予防法上の名称が改正され、令和2年2月から「豚熱」と呼ばれています。

農林水産省から平成31年3月12日に評価要請を受け、平成31年4月23日に食品安全委員会で評価結果を取りまとめ、通知したものの。

農林水産省では、野生いのししによる豚熱ウイルスの拡散防止を徹底するため、平成31年2月22日の農林水産省豚コレラ対策本部で、ドイツで製造、承認されている経口ワクチンを国が緊急に輸入し、岐阜県及び愛知県の一部地域（感染いのししが確認されている地域）において使用することを決定した。同地域では、狩猟の規制、有害鳥獣対策等で捕獲されたいのししの食用利用を自粛し、また、岐阜県では柵を設置し、いのししを感染地域に封じ込める対応をとっていたが、同地域にワクチン接種いのししを完全に封じ込めることも困難であることから、ワクチンを接種したいのしし由来の畜産物の安全性について評価要請があった。

野生いのししによる豚熱ウイルスの拡散防止のためには、速やかに豚熱経口生ワクチンを使用する必要があったため、当委員会で評価の審議中であった平成31年3月25日から岐阜県及び愛知県の一部地域において散布が開始された。

評価結果が「食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる」であったことから、豚熱ウイルス拡散防止対策の見直しは行われなかったが、その後の豚熱経口生ワクチンの散布地域拡大に当たっての議論の参考とする他、消費者への情報発信の際に活用した。

（2）米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓（厚生労働省）

厚生労働省から平成23年12月19日（米国及びカナダ）及び平成25年4月2日（アイルランド）に評価要請を受け、平成31年1月15日に食品安全委員会で評価結果をとりまとめ、通知したものの。

厚生労働省において、令和元年5月に「月齢制限の廃止に伴う輸入牛肉等の取扱いについて」（令和元年5月17日薬生食監発0517第1号）が発出され、米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉等について、輸入時の月齢制限が撤廃された。